

津市森林経営管理事業における民間事業者選定懇話会設置要綱

令和3年12月1日

(設置)

第1条 津市森林経営管理事業における民間事業者（森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第2項第1号に規定する民間事業者をいう。以下同じ。）の選定に関し広く意見を聴くため、津市森林経営管理事業における民間事業者選定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、民間事業者の選定に関することとする。

(構成)

第3条 懇話会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

(意見等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 会議に出席した委員は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らし

てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、農林水産部林業振興室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。